平成２９年（フ）第２９６号
さいたま市緑区東浦和５丁目21番地25フレンズ東浦和101
破産者　有限会社晨道建設
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目27番２号
破産者　有限会社吉田工務店
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
長野県松本市大字里山辺字原畑1381番地３
破産者　一般社団法人ふらっと
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市下池田町１丁目６番17号
破産者　泉都ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７５０号
札幌市南区真駒内南町１丁目４番２号
破産者　株式会社キャッチボール
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１１号
札幌市中央区北７条西15丁目28番地186
破産者　株式会社北海道ビジネスアカデミー専門学院
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０７号
千葉県市川市曽谷１丁目19番20号（ボナール曽谷103号）
破産者　館山　修也
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西10―507
破産者　田村　　匡
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６７号
東京都国立市谷保5812番地の４サンハイツ谷保201、開始決定時の住所東京都福生市大字福生2305番地４レオパレス武蔵野107号室
破産者　田中　信敏
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８３号
東京都八王子市めじろ台２丁目48番地１
破産者　栗城　真徹
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７６号
東京都あきる野市油平１番地１パレスロンキン106
破産者　フォーエバーネクスト株式会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９３号
新潟市北区葛塚5053番地１
破産者　株式会社アイム
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
福井県越前市家久町第54号13番地の２
破産者　ちょいバス交通株式会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番６―303号
破産者　株式会社Ｓ＆Ａ
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３６号
名古屋市昭和区滝川町32番地の１
破産者　株式会社ガーデングッズ・ドット・コム
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４８号
名古屋市西区あし原町15番地１
破産者　有限会社ネクスト・ワン
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６４０号
大阪市中央区内本町１丁目２番７号寿ビル３階
破産者　弁護士法人さだもと法律事務所
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４号
島根県雲南市木次町宇谷22番地
破産者　藤原　久徳
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
広島市安佐北区安佐町大字久地49番地９
破産者　株式会社ＫｅＮモールド．沼田
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木40番地５
破産者　有限会社香我美製材所
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４０号
高知市中秦泉寺358番地
破産者　高知開成工業有限会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係